

企画提案公募実施要領

本公募は、次年度の県の当初予算成立及び国の沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業となります。

県議会において当初予算案が否決された場合、又は国の沖縄振興特別推進交付金の交付決定がなされなかった場合は、契約を締結しませんので、あらかじめ御了承ください。

1 委託業務の名称

令和4年度島しょ型資源循環社会構築事業委託業務

2 履行期間

契約締結の日から令和5年3月13日まで

3 目的

本県は、島しょ地域という地理的要因などから資源循環コストが高く、リサイクル体制が脆弱なため、一般廃棄物のリサイクル率が全国に比べ低くなっている。

本事業は、離島市町村を含めた県全域でリサイクルを推進するため、資源循環コストを低減した効率的なリサイクル体制を整備し、島しょ地域に適した資源循環社会の構築を目指す。そのため、本県に適した3分野（①プラスチック、②バイオマス（食品、木等）、③プラスチックを除く容器包装）のリサイクル手法・体制について調査、検討し、必要となる技術支援等を行うことを目的とする。

4 内容

本業務の内容は、「令和4年度島しょ型資源循環社会構築事業委託業務仕様書（案）」に基づくものとします。

検討委員会は、3分野（①プラスチック、②バイオマス（食品、木等）、③プラスチックを除く容器包装）ごとに設置するものとします。ただし、①プラスチックと③プラスチックを除く容器包装については、効率性の観点などから合わせて1つの検討委員会を設置しても構いません。よって、応募は、1分野のみ、あるいは2、3分野に応募いただくことができます。

＜応募分野＞

- ①プラスチック
- ②バイオマス（食品、木等）
- ③プラスチックを除く容器包装
- ④①プラスチック及び③プラスチックを除く容器包装

5 予算額

令和4年度 35,005,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

（目安：1分野あたり11,669,000円）

※本金額は予算の上限額を示したものであり、契約金額が異なる場合があります。

6 応募資格

応募資格のある者は、次に掲げる要件を満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体（JV）とします。

- (1) 本業務を円滑に履行することができる執行体制が整備されている者であること。
- (2) 沖縄県内に事務所（支店、営業所を含む）を有する法人であること。
- (3) 過去5箇年の間に国又は地方自治法における廃棄物に関する調査または検討業務経験を有すること。
- (4) 地方自治体法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。また、同2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。
- (5) 沖縄県から入札参加資格指名停止措置を受け、企画審査時においてその措置の期間が満了しない者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (9) 国税、県税、消費税及び地方消費税を滞納しない者であること。
- (10) 加入義務がある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し、保険料の滞納がないこと。
- (11) 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (12) 労働関係法令を遵守していること。
- (13) 地方自治法、地方財政法、補助金等に係る予算の施行の適正化に関する法律及び沖縄県財務規則による制約が課せられ、様式による事務が要求され、責任義務等が生じる旨を了承できること。
- (14) 応募要領や仕様書等に記載された内容を全て承諾する者であること。
- (15) 企画提案に参加する事業者との間に資本の提携がないこと。
- (16) 共同企業体（JV）で応募する場合の要件は以下のとおりとする。
 - ① 共同企業体（JV）を代表する事業者が応募を行うこと。
 - ② 共同企業体（JV）を構成する全ての事業者は、応募資格(4)から(14)の要件を満たす者であること。
 - ③ 共同企業体（JV）を構成する事業者のいずれかが、応募資格(3)の要件を満たす者であること。
 - ④ 共同企業体（JV）を代表する事業者は、応募資格(2)の要件を満たす者であること。

- ⑤共同企業体（JV）を代表する事業者は、構成員のうちで最大の出資割合であること。
 ⑥共同企業体（JV）を構成する事業者は、他応募事業者との間に資本の提携がないこと。

8 応募方法

(1) 提出書類

No.	提出物	様式
①	企画提案参加表明書	様式1号※
②	企画提案書 <要約版>	様式2号
③	企画提案書 <本文>	様式3号
④	業務実施工程表	様式4号
⑤	業務遂行体制	様式5号
⑥	費用見積書	様式6号※
⑦	業務実績一覧表	様式7号
⑧	企業概要	様式8号
⑨	誓約書 ※参加資格要件確認書類（【別添】参照） 1. 県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類 2. 労働保険に加入していることが確認できる書類 （加入義務がない場合は除く） 3. 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類 （加入義務がない場合は除く） 4. 社会保険に加入義務がないことについての申出書 （加入義務がない場合）	様式9号 様式10
⑩	共同企業体（JV）設置要綱 ※共同企業体のみ	任意様式 （別添ひな形参照）
⑪	その他添付書類 ・定款又は寄附行為 ・直近2事業年度の決算報告書又はこれに類する書類	任意様式
⑫	提案書受理票	様式11号

※には、「単独企業用」と「共同企業用」の様式があります。

注) 共同企業体（JV）による応募の場合、⑦、⑧、⑨の書類は、共同企業体の構成員ごとに提出して下さい。

(2) 提出方法、形式

- ①提出書類は全てA4版とし、任意様式を除いて縦長横書きとすること。
 ②上記(1)の②～⑧までの提出書類は、ページ番号を付して両面コピー（色刷り可）とし、30ページ以内とすること。
 ③文字サイズは、11ポイント以上とすること。
 ④提出部数は次のとおりとし、左上をホチキスで留めて提出すること。
 提出物①～⑧：各8部（正本1部及び副本（写し）7部）
 提出物⑨～⑫：各1部
 ⑤提出方法 郵送又は持参

(3) 質問事項

質問については、質問書（別添様式 12）を FAX 又は E-mail（件名を「令和 4 年度島しょ型資源循環社会構築事業委託業務について」とすること。）により提出すること（日本語のみ）。

- ① 質問受付期限 令和 4 年 4 月 1 日（金）午後 5 時まで
- ② 質問回答方法 沖縄県 Web ページ公募用（本ページ）に随時掲載する。
- ③ 送信先 （FAX） 098-866-2235
（E-mail） aa035009@pref.okinawa.lg.jp

(4) 提出期限

令和 4 年 4 月 11 日（月） 17 時必着（郵送含む）

(5) 提出先

沖縄県 環境部 環境整備課課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（4 階）

※持参の場合は、土・日・祝日を除く 9 時から 17 時の間に提出してください。

※郵送の場合は、封筒に「島しょ型資源循環社会構築事業委託業務に係る提出書類在中」と朱書きの上、配達証明が可能な方法（特定記録、簡易書留等）で送付して下さい。

(5) 不受理及び無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の申請は無効とする。

- ① 参加する資格のない者が申請したとき。
- ② 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- ③ 事実と反する申請や申請に関する不正行為があったとき。
- ④ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び申請者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 審査の手順、審査基準及び委託契約

(1) 審査方法

- ・ 応募多数の場合、1 次審査として、沖縄県環境部環境整備課内において、書類審査を実施する。1 次審査通過案件については、2 次審査（プレゼンテーションによる企画審査）の案内を送付する。
- ・ 2 次審査として沖縄県環境部に設置する「令和 4 年度島しょ型資源循環社会構築事業委託業務に係る委託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、各提案内容をプレゼンテーションによる企画審査を行い、順位付けを行います。
- ・ 審査にあたり、提案内容を確認するため事前に沖縄県環境部環境整備課職員が聴き取りを行うことがあります。
- ・ 企画審査は非公開で実施することとし、審査の経過等、審査に関する問合わせに応じられません。

(2) 審査基準

選定委員会の審査は、以下の基準をもとに行います。

- ①技術力：沖縄県内の廃棄物処理やリサイクルの現状を理解し、課題解決のためのコンサルティング能力を有していること。
- ②適合性：本業務の趣旨、目的に沿った提案であること。
- ③具体性：提案された調査、データの整理・分析、検討委員会の設置・運営などの手法等が具体的かつ効果的であること。
- ④実効性：本業務を確実に実施できる、運営体制、スケジュールとなっていること。
- ⑤経済性：本業務を実施するにあたり、妥当な積算になっていること。

(3) 結果の通知

審査結果については、沖縄県環境部環境整備課から参加者に通知する。

(4) 委託契約の締結

①契約の締結

企画選定第1位入選者と業務内容及び額を協議した上で、地方自治法第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約します。ただし、採択条件として提案書における実施計画、実施体制、積算書等の見直しを求めることがあります。

沖縄県と第1位入選者との間で委託に関する協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と協議を行い契約するものとします。提出のあったいずれの提案内容も妥当でないと判断した場合には、再公募することがあります。

②契約金額

受託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内で決定します。

③契約保証金

契約締結時に、沖縄県財務規則第101条第1項により契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する必要があります。ただし、同条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。

(5) スケジュール（予定）

- ①公募開始・・・・・・・・・・・・・・・・令和4年3月11日～
- ②質問受付締切・・・・・・・・・・・・・・・・令和4年4月1日
- ③公募締切（書類提出期限）・・・・・・・・令和4年4月11日
- ④書類審査結果通知・・・・・・・・・・・・・・・・令和4年4月中旬
- ⑤企画審査（選定委員会）・・・・・・・・令和4年4月中旬
- ⑥企画審査結果通知・・・・・・・・・・・・・・・・令和4年4月中旬
- ⑦委託契約締結・・・・・・・・・・・・・・・・令和4年4月下旬

10 対象経費

(1) 経費の区分

経費項目	内 容
1 直接人件費	本業務に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
2 直接経費	
(1) 旅費	本業務従事者に対する業務実施に必要な交通費、宿泊費、日当等
(2) 委員会費	検討委員会の運営に要した委員謝金、委員旅費、会議室借上費等の経費
(3) 印刷製本費	本業務で使用する報告書等の印刷製本に関する経費
(4) その他特別費	(1)～(3)の各経費の他、本業務の実施にあたり特に直接必要と認められる経費
3 一般管理費	本業務実施に必要な経費の中で、証憑書類による確認が困難な経費（当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの）について、契約締結時に一定割合で認める経費。 「Ⅰ 直接人件費」＋「Ⅱ 直接経費（印刷製本費除く）」の合計額の10%以内とします。
4 再委託費	受託者が直接実施できない内容の再委託に係る経費
5 消費税及び地方消費税	上記Ⅰ～Ⅳの項目は、消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額を計上してください

(2) 経費の内容

応募時には、実施期間中における所要見込額を積算していただきますが、実際に支出できる経費の額は、採択後、審査結果等に基づき協議の上決定しますので、あらかじめ御了承下さい。

(3) その他

①経費算定の対象は、原則として委託期間中に業務を行うにあたって発生し、かつ、支払われる経費とし、委託期間外に発生又は支払われる経費は認めないものとします。ただし、委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められるもののうち、その支払期限が委託期間終了日の翌月末日までのものは経費精算対象とします。

②委託事業の実施期間の終了日までに実績報告書を県に提出いただき、委託金額の確定後に精算払いとなります。

12 留意事項

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。それ以外の言語及び通貨を用いる書類は受理できません。
- (2) 提出書類等の作成・提出及び選定委員会への出席等応募のための要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しません。
- (3) 企画提案書作成のため沖縄県から提供された全ての資料等は、他に使用してはなりません。
- (4) 秘密の保持について、提出書類は本業務の受託者選定のためだけに用いることとし、厳重に管理いたします。取得した情報については、提案内容の審査のために利用することとし、上記の目的以外で利用することはありません。
- (5) 業務を実施するにあたっては、県と協議をして進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。また、事業について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、県と受託者が協議の上、定めるものとします。
- (6) 受託機関は、本業務の管理、成果物の取扱い等、本業務の全てに責任をもつこととします。
- (7) 受託機関は、本業務全体の経費について、合理的な処理及び適切な管理を行うものとします。本業務の経費は国の予算から支出されていることから、会計検査の対象となり、会計実地検査を行われる場合があります。
- (8) 委託期間中及び委託期間終了後の検査等において、本業務の実施に監視、経費の虚偽申告及び過大請求などによる不正受給、改ざん及び盗用といった不正行為等が発見された場合、県は委託先に対し、委託費の一部若しくは全部の返還、新規契約の停止、委託先名及び不正内容の公表、刑事告訴等の措置をとることがあります。
- (9) 事業終了後、追跡調査や事後評価に御協力いただく場合があります。あらかじめ御了承下さい。